

平塚市地域福祉計画（第3期）

平塚市地域福祉活動計画（第2期）

わたしたち地域住民一人ひとりの意思と参加でつくる

福祉のまち ひらつか の実現



平成26年3月

平塚市

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会



表紙イラストについて

3つの輪はそれぞれ、市民、平塚市社会福祉協議会、平塚市を象徴しており、それぞれが連携協力しながら、平塚市の地域福祉を推進することをイメージしています。

はじめに

少子高齢化の進展や、地域のつながりの希薄化など、社会が大きく変化する今、住民同士が支え合い、助け合う、地域福祉の必要性がますます高まっています。そうした中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくためには、行政や専門機関の対応だけでなく、地域に暮らす方々の力が必要です。



本市においても近年、高齢化が大きく進み、超高齢社会と呼ばれる状況となっており、地域は様々な課題や問題を抱え、地域福祉のさらなる充実を必要としています。

本市では、平成16年3月に平塚市地域福祉計画（第1期）を策定し、平成21年度からは第2期計画に基づき、地域福祉施策を進めてまいりました。

第3期目となる本計画では、市民一人ひとりが主体的に、互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進していくための目標や役割を盛り込みました。また、平塚市社会福祉協議会が策定する平塚市地域福祉活動計画と一体的に策定し、本市の地域福祉をより総合的に推進することといたしました。この2つの計画を本市の地域福祉の両輪と位置づけ、人と人との絆でつなぐ福祉のまちづくりを目指してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心な御審議をいただきました平塚市地域福祉計画策定委員の皆さま、また、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆さまに厚く御礼申し上げます。計画を広く浸透させ、「福祉のまち ひらつか」を実現してまいります。

平成26年（2014年）3月

平塚市長 落合克宏



近年、社会福祉を取り巻く環境は著しく変化し、地域における福祉の取り組みにおいても従来の高齢者、障がい者、児童に対する支援に留まらず、取り組む課題が多様化してきております。

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会は、従来から「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進」をその基本理念として、市内の地域福祉推進の取り組みを昭和 62 年の第 1 次平塚市地域福祉推進計画から継続的に実施をしてきました。また、前計画では新たに平塚市地域福祉活動計画として今までの計画を引き継ぐとともに理念の実現に向けた行動計画といたしました。

今回の改定では、平塚市地域福祉計画と平塚市地域福祉活動計画が、ともに市内の地域福祉の推進を目指すものであり、市民の参加を得て実行するものであることから、さらにこれを推し進めるために一体として策定しております。

本会といたしましては、行政との協働はもちろんのこと、今まで以上に多くの地域住民や福祉関係団体の参画、特にこれからボランティア活動などを始めてみよう思っている方の積極的な参加をいただきこの計画の達成に向けて進めてまいります。

あらためまして、この計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました平塚市地域福祉活動計画策定委員会のみなさまや、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民のみなさまに厚く御礼申し上げます。

平成 26 年（2014 年）3 月

平塚市社会福祉協議会会長 **伊和子**

目次

第1章 計画策定の趣旨

1	地域福祉とは	1
2	計画の理念	2
3	計画策定の背景	2
4	地域福祉の対象者	6
5	一体的な地域福祉の推進	6
6	計画の位置づけ	7
7	計画圏域	12
8	計画期間	13
9	計画の策定体制	14
10	平塚市地域福祉計画（第2期）の実施状況と課題	16

第2章 地域福祉の現状と課題

1	人口等の推移と予測	24
2	地域の状況	28
3	地域における福祉活動	31
4	地域住民の意識	38
5	地域の抱える課題	44

第3章 施策の推進

1	施策の推進の基本的な考え方	47
2	基本目標	47
3	理念の実現に向けた取り組み	48

基本目標1 協働による福祉のまちづくり

1	福祉コミュニティづくりの推進	
(1)	地域福祉団体等を核とした福祉コミュニティづくりの推進	51
(2)	地域福祉団体のネットワークづくりの推進	53
(3)	町内福祉村事業の推進	55
2	地域福祉活動への参加促進	
(1)	地域福祉の啓発	56
(2)	福祉教育の充実	57
(3)	地域福祉活動を担う人材育成の充実	58
(4)	市民後見人の人材確保と支援	60

3 地域福祉活動の充実

- (1) 町内福祉村事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (2) 民生委員児童委員活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- (3) 地区社会福祉協議会活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- (4) ボランティア、市民活動団体等の活動の充実・・・・・・・・ 66

4 安心・安全なまちづくり

- (1) 地域連携による日常生活の見守り体制の構築・・・・・・・・ 68
- (2) 孤立死・孤独死を防ぐ連携施策の充実・・・・・・・・・・・・ 70
- (3) 避難行動要支援者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (4) ところと命のサポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

基本目標2 地域福祉の共通基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

1 制度やサービスの情報の提供

- (1) 情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

2 相談体制の充実

- (1) 地域の身近な保健福祉相談窓口の充実・・・・・・・・・・・・ 76
- (2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化・・・・・・・・・・・・ 77
- (3) 専門相談員等の資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

3 福祉サービスを支えるしくみの充実

- (1) 日常生活自立支援事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- (2) 成年後見制度の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- (3) 社会福祉事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第4章 計画の推進体制（進行管理）

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

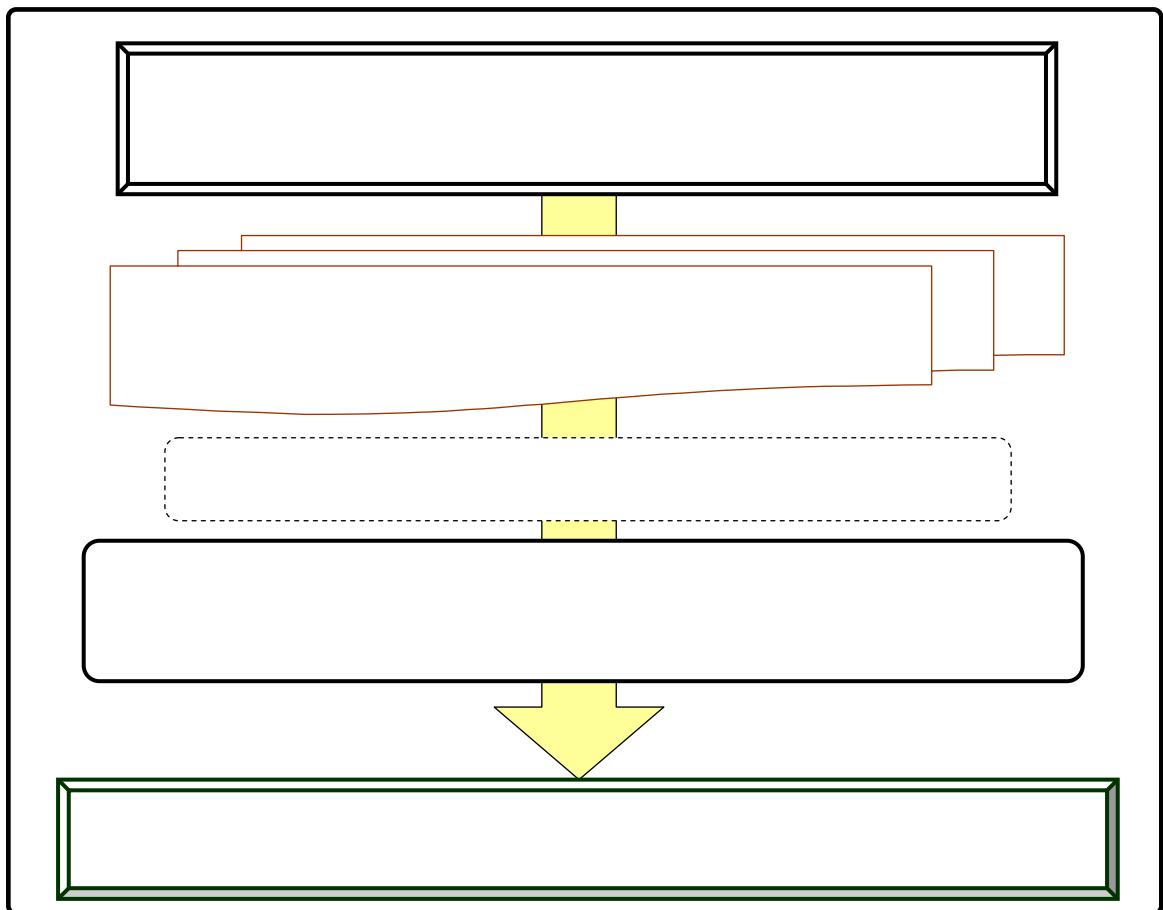
資料編

- 1 平塚市地域福祉計画策定委員会規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
- 2 平塚市地域福祉活動計画策定委員設置要綱・・・・・・・・・・・・ 92
- 3 平塚市地域福祉計画策定委員・平塚市地域福祉活動計画策定委員名簿・・ 94
- 4 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 5 地域福祉に関する市民意識調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果・・ 128
- 7 各地域の地域福祉活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133



第1章 計画策定の趣旨

1 地域福祉とは



2 計画の理念

わたしたち地域住民一人ひとりの意志と参加でつくる
福祉のまち ひらつか の実現

”

”

()

3 計画策定の背景

9 計画の策定体制



10 平塚市地域福祉計画（第2期）の実施状況と課題

21

5

16

20

2



目標	施策の方向	具体的な取り組み	実施状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
1-1 福祉コミュニティづくりの推進	1-1-（1） 地域福祉団体等が核となる福祉コミュニティづくりの推進	1-1-（1）-① 地域住民一人一人が自ら地域を知り、考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いを行います。	町内福祉村において、地域内の課題解決に取り組んでいる。また、未設置地区においても設立に向けた話し合いの中で地域課題に取り組んだ。	地域課題に住民自らが取り組むしくみとしての町内福祉村事業を全地区に拡大していく。
		1-1-（1）-② 福祉コミュニティの必要性や意義を理解していただくため、地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向きます。	市と市社協が連携して地域に出向き、様々な機会をとらえて地域福祉の重要性と福祉コミュニティの必要性を説明した。	町内福祉村の設置も含め、より多くの地域に地域コミュニティの必要性や意義について働きかけを行っていく。
	1-1-（2） 地域福祉団体のネットワークづくりの支援	1-1-（2）-① 公的サービスにかかわる情報の提供、PRを充実します。	民生委員、町内福祉村事業を始めとする地域福祉関連事業について、公的施設でのリーフレット配布など、啓発に努めた。	引き続き市民周知に力を入れ、事業の推進に努める。
		1-1-（2）-② 地域での情報交換会の開催など、情報共有化のための場を整備します。	自治会、地区社協等の地域団体の会合で情報提供、意見聴取に努めた。また、地区社協等の研修会を行った。	地域住民の意見を取り入れられるよう積極的に地域に出向き、情報交換に努める。
	1-1-（3） 社会福祉協議会活動への支援	1-1-（3）-① 地区社会福祉協議会における新たな福祉コミュニティづくりを支援します。	地区社協会長会議や研修会、活動費の助成を行ったほか、福祉村設立に向けた話し合いにおいて協働して検討に当たった。	今後も町内福祉村設立に向けた話し合いの中で連携してコミュニティづくりを推進していく。
	1-1-（4） 民生委員児童委員活動への支援	1-1-（4）-① 民生委員児童委員活動について、住民の理解が深まるように、広報紙などを通じて周知を行います。	民生委員児童委員協議会で広報紙を作成し、自治会や公民館に配付し、活動内容を周知した。その他ホームページで周知に努めた。	災害時要援護者制度における民生委員が担う役割などを広報紙等で紹介していく。
		1-1-（4）-② 研修会を充実させ、情報の提供や知識の向上を図ります。	企画部会主催のブロック研修会にて、近隣地区で集まり情報交換を中心とした研修会を開催した。また市民児協定期総会時等の全体研修会や市民児協各部会でも適宜研修会を開催した。また、関係部署と積極的な情報交換を行った。	一層の充実に向けて取り組む。
		1-1-（4）-③ 必要に応じて、適切な情報が提供できるような体制を検討します。	毎月開催される市民児協理事会兼定例会や、各部会において情報提供を行った。	一層の充実に向けて取り組む。
	1-1-（5） 町内福祉村事業の推進	1-1-（5）-① 地域の特性を活かした町内福祉村事業が展開できるように努めます。	各地域の特性や考慮すべき地域性を活かした福祉村活動ができるよう情報共有、支援に努めた。 新規開設 平成22年度 2地区 平成23年度 1地区 平成24年度 1地区 平成25年度 2地区	福祉村設立においては、その過程で地域課題の抽出を行い、自主性、地域特性を活かしながら、その地域合った福祉村ができるよう支援する。
		1-1-（5）-② 町内福祉村事業を行うための拠点を確保します。	拠点の確保については、公共施設内を基本として考え、必要に応じて民間施設を利用した。	拠点については地域での利便性の高さを考慮しながら地域主導のもとに連携しながら確保していく。
1-1-（5）-③ 町内福祉村事業を行うための活動費を支援します。		事務運営費として1地区68万円を計上、各地区の年間計画に合わせて範囲内で執行した。	引き続き、予算を確保していく。	
1-1-（5）-④ 町内福祉村事業に関する情報を広く提供します。		ホームページ、公共施設へのリーフレット配架のほか、広報ひらつかで新規開設した福祉村の紹介記事を掲載するなどして広報に努めた。	今後もあらゆる機会をとらえ、広報、情報提供を充実していく。	

目標	施策の方向	具体的な取り組み	実施状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
1-1 福祉コミュニティづくりの推進	1-1-(5) 町内福祉村事業の推進	1-1-(5)-⑤ 町内福祉村事業の意義を理解していただくため、地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向きます。	福祉村未設置地区を中心に、市社協と連携しながら福祉村の事業説明を行い、理解と協力を仰いだ。 平成22年度 2地区 平成23年度 8地区 平成24年度 5地区 平成25年度 5地区	今後も未設置地区に対して積極的に呼びかけを行う。
		1-1-(5)-⑥ 町内福祉村事業を実施している地区のより円滑な運営・活動をめざすとともに、町内福祉村事業未実施地区においても早期に事業実施できるように町内福祉村事業のあり方について検討を行います。	町内福祉村会長会議等の他、福祉村部会（4部会）において、今後の福祉村のあり方や課題について検討・情報共有を行った。	福祉村関係者の他、市社協等福祉関係者を含めて、将来的に問題になってくる課題や早急に解決すべき問題の検討を通じて、福祉村のあり方について議論を深める。
		1-1-(5)-⑦ 地域の福祉課題に着目した研修会や事例発表会などを開催します。	町内福祉村会長会議及び各部会等で各地区の事例を共有し、活動の充実を図った。	平成24年度より設置した福祉村部会において、よりきめ細かい議論をしている。
		1-1-(5)-⑧ 町内福祉村事業に携わるボランティアの育成等を支援するため、講師派遣や技術的な助言を行います。	市社協と連携しながら、ボランティアコーディネーターや福祉村ボランティアの研修等の協力を行った。	平成24年度より設置した部会において生活支援、ふれあい交流活動の中で諸課題について議論するとともに必要な研修をおこなっていく。
		1-1-(5)-⑨ 町内福祉村事業を実施している地区の関係者、市、平塚市社会福祉協議会の3者による連絡調整組織を設置し、会議等を開催します。	必要に応じて福祉村関連会議などにおいて情報交換を行った。	市社協を含めた議論の場を設定してより活発な連携をしていく。
		1-1-(5)-⑩ 「地域福祉コーディネーター」に対して、経費の支援を行います。	地域福祉コーディネーター経費として1地区60万円を計上し、執行した。	今後も継続して予算確保する。
		1-1-(5)-⑪ コーディネータースキルの向上とコーディネーター相互の情報交換を目的に「地域福祉コーディネーター研修会」を開催します。	年間3回のコーディネーター研修（～平成23年度）により必要な研修を行ったほか、平成24年度からは、コーディネーター部会として実施し、必要な検討、情報交換を行った。	コーディネーター部会の中で必要な研修を行っている。
		1-1-(5)-⑫ 「地域福祉コーディネーター研修会」において、講師派遣や技術的な助言を行います。	平成24年度からは、コーディネーター部会として実施し、必要な検討、情報交換を行った。	コーディネーター部会の中で必要な研修を行っている。
1-2 地域福祉活動への参加促進と支援	1-2-(1) 地域福祉の啓発	1-2-(1)-① 身近な地域福祉活動をホームページで紹介します。	ホームページの地域福祉のページにおいて本市の各種地域福祉施策を紹介した。	一層の充実を図る。
		1-2-(1)-② ワークショップなどを開催し、地域課題を明確にすることにより、地域への関心を高め、福祉活動への参加を促進します。	福祉村の設立準備において地域で積極的にワークショップを開催し、地域福祉への関心が高まるよう努めた。 平成22年度 9回（富士見地区） 平成23年度 4回（旭北地区） 平成24年度 2回（吉沢地区） 平成25年度は、地域において新設に向けた話し合いを行った。 また、市社協においては、地区社協研修会などでワークショップを開催した。	今後も福祉村開設に向けた検討過程で住民の自主性を活かしながらワークショップ形式の検討を行っている。
		1-2-(1)-③ 先駆的な地域福祉活動の取り組み等の事例発表会を開催します。	地域福祉フォーラム（平成23年度まで）のほか、各種研修会や会議などで事例の発表や情報共有を行った。	市民に対して地域福祉の重要性を効果的に周知できる方法について検討していく。

目標	施策の方向	具体的な取り組み	実施状況（平成25年度末現在）	今後の課題等		
1-2 地域福祉活動への参加促進と支援	1-2-(2) 福祉教育の充実	1-2-(2)-① 地域住民や関係団体と連携した実践的な福祉教育、疑似体験、施設体験学習等を行い、社会福祉への理解を深めます。	各学校（園）で、教科、総合的な学習の時間、道徳及び特別活動等で福祉教育を行い、社会福祉への理解を深めているほか、小中高等学校・特別支援学校向け、地区社協向け、ボランティアグループ、自治会向けに福祉教育を実施した。	地域住民や当事者（団体）の連携強化		
		1-2-(2)-② 福祉教育活動に取り組んでいる市内小学校・中学校・高等学校に対して、福祉校福祉活動助成事業の一層の充実を促進します。	故小泉由治郎福祉活動基金を財源の裏付けとし各校へ助成している。 平成21年度～平成25年度 ・小学校83校、中学校79校、高校21校、特別支援学校3（平成24年度から実施） 延べ186校 合計 6,010,470円	すべての学校で活動費の申請をしていただけるよう拡大する。		
		1-2-(2)-③ ボランティア活動に関する情報の共有化を図ります。	インターネットにより生涯学習指導者情報を提供した。また、公民館独自の人材登録制度について検討し、平成25年度からの運用を予定している。	登録制のボランティア情報を提供するだけでなく、ボランティアと受け入れ先を繋ぐコーディネーター機能の強化を「地域の人材発掘・活用事業」と併せて取り組む。		
		1-2-(2)-④ 生涯学習で実施する講座や講演会について、福祉と連携を図るよう努めます。	公民館事業のうち庁内の福祉関係課に講師を依頼した他、地区社会福祉協議会との共催により各種講座・講演会を実施した。	地域福祉活動を紹介する等、講座受講後のフォローアップを工夫する必要がある。		
1-2-(3) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成	1-2-(3)-① 市域全体を対象にした各種ボランティア養成講座の開催と活動に係る情報提供や相談業務の充実を図ります。	各種ボランティアスクールを開催した。 ・土曜Vスクール：延422人 ・平日Vスクール：延977人（見込み） ・精神保健福祉V養成講座：延1,097人 ・各種専門V養成講座9種類：延3,055人（見込み） 以下は平成25年度の実施 ・V入門講座知的障がい児編：延165人 ・傾聴V講座：延86人 ・保育V入門講座：延96人（見込み）	地区ボランティアセンターの設置と相談体制の整備			
				1-2-(3)-② より身近な地域においてのボランティア養成講座を開催します。	地区社協、地区ボランティア向けの出前講座 ・延44件、延1,578人 内容：講話、グループワーク、車いす体験、高齢者疑似体験、傾聴、手話等	公民館まつりなどへの関わり
				1-2-(3)-③ 地域による支えあいや助けあいを基本としながら、ボランティア活動への参加促進として、地域通貨、ポイント制などの新たなシステムの研究を行います。	ひらつか元気応援ポイント事業を平成23年10月に開始した。 説明会開催 41回 年度末会員登録数 135人 交付金交付者数 125人 交付金額 613,500円	会員数の増加と受入施設の拡大。会員や受入施設からの意見をどう反映させていくか。
				1-2-(3)-④ 青少年を対象にしたボランティア体験の機会を提供するとともに、市民活動センターだより等の情報紙によるボランティア情報の提供を行います。	・「ひらつか市民活動センターだより」を毎月発行 ・市民向けボランティア情報誌「たすけっと」を年2回発行	「ユースボランティア」については、参加者数を増やすことが課題。

目標	施策の方向	具体的な取り組み	実施状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
1-2 地域福祉活動への参加促進と支援	1-2-(4) NPO、ボランティア団体への支援	1-2-(4)-① ホームページ等により、市民活動団体やNPO、ボランティア活動などの情報が入手できるように努めます。	ひらつか市民活動センターのホームページやメールマガジンにより、センターに登録している市民活動団体や活動の情報が入手できるようになっている。	ホームページの利用しやすさの向上とメールマガジンの登録者数の向上が課題。
		1-2-(4)-② 市民が自らの意志で社会のさまざまな課題に主体的に取り組む活動を支援するため、公益信託「ひらつか市民活動ファンド」により、助成を行います。	平成21年度～平成25年度 入門コース（1団体上限10万円）26団体197万円 発展コース（1団体上限50万円）28団体735万円	今後の財源確保が課題。
		1-2-(4)-③ 活動の活性化を図るため、各種研修会等を開催します。	市民活動団体からの要望が多い活動資金や広報等の各種講座、市民活動団体との共催講座を行っている。また、市社協では、ボランティア連絡会や地区ボランティアリーダー連絡会などで情報交換や研修を行った。	各種講座の広報に努め、参加者数を増やすことが課題。
		1-2-(4)-④ ボランティア活動団体及びボランティア連絡会への活動費の助成を行います。	ボランティアグループおよび連絡会に助成 ・Vグループ活動助成金 延280団体、10,549,500円 ・専門V養成講座補助金 延27団体、1,444,000円 ・平塚ボランティア連絡会 873,000円	実験的な団体にイニシャルコストの助成が可能か検討

目標	施策の方向	具体的な取り組み	進捗状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
2-1 制度やサービスの情報の提供	2-1-(1) 情報提供の充実	2-1-(1)-① 多様なライフスタイルや各世代に対応したパンフレット等を作成します。	高齢、介護、障がい、子育てなどの各分野において、必要とする方が必要とする情報を得られるよう、様々な媒体で対象者に合わせた情報提供を行った。	引き続き一層の充実に努める。
		2-1-(1)-② どのような情報がどこにあるかがわかる一覧表を作成し、市のホームページや身近な施設である公民館などで見られるようにします。	それぞれの分野での総合的な情報提供の他、紙媒体による保健福祉情報の一覧を作成した。またホームページでの情報提供についても充実させた。	今後も情報提供に努めたい。
		2-1-(1)-③ 情報提供の内容について難しい言葉を減らし、わかりやすいものにするよう努めます。	刊行物やホームページなどで、優しい言い回しやイラストを使用するなど、わかりやすい情報提供をするよう努めた。	今後も改善に向けて努力する。
		2-1-(1)-④ 福祉有償運送事業を、パンフレットやホームページを通じて広く周知し、利用の促進を図ります。	福祉有償運送のリーフレットを公共施設等で配架したほか、関係機関に配布し一層の利用促進を図った。	引き続き制度の周知に努める。
		2-1-(1)-⑤ 関係事業者情報をわかりやすく入手できるようなホームページを作成し、利便性の向上を図ります。	ホームページにさまざまな情報を掲載している。必要な書類はダウンロード出来るようにしている。	事業の周知・情報提供の有効な手段として活用できるよう各課のホームページを必要に応じて見直し、見やすく、使いやすいものにしていく。
		2-1-(1)-⑥ 常に最新の情報を提供できるように努めます。	ホームページやメール配信、ナパサなどによる情報提供により、最新の情報が提供できるよう努めた。	ホームページのリアルタイム更新、広報、直接の説明など、多様な手段により最新の情報を提供していくように努める。

目標	施策の方向	具体的な取り組み	進捗状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
2-2 相談体制の充実	2-2-(1) 地域の身近な福祉相談窓口の充実	2-2-(1)-① 町内福祉村の開設を促進し「地域福祉コーディネーター」の配置を進めます。	すべての町内福祉村に地域福祉コーディネーターを配置し、必要な情報を提供した。	今後開設する町内福祉村についても同様に配置していくほか、既存福祉村のコーディネーターについても支援を行う。
		2-2-(1)-② 地域包括支援センター、相談支援事業所（障がい）、子育て支援センターなど、専門相談機関の周知及び機能の充実を図ります。	高齢者よろず相談センター、相談支援事業所（障がい）子育て支援センターなど、それぞれの分野での身近な相談窓口で相談業務を実施した。	引き続き周知及び機能の充実を図る。
		2-2-(1)-③ 地域で行われているサロン活動がより活発になるよう支援します。	町内福祉村など地域で行われているサロン活動に対し、情報提供や職員の派遣を行い、必要な支援を行った。	今後も引き続き支援、サロンの充実を目指していく。
2-2-(2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化	2-2-(2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化	2-2-(2)-① コーディネーター検討会等において、関係機関と連携を強化します。	支援困難ケースの検討や、成年後見制度における市長申し立て及び報酬助成案件の検討のため開催し、関係機関との連携を強化している。	引き続きコーディネーター検討会を開催し、支援困難ケースに対する支援の一般化に努めるとともに、成年後見制度における支援の充実にも努める。
		2-2-(2)-② 相談業務担当者情報交換会を開催します。	相談窓口担当者情報交換会の開催を取りやめ、保健福祉研修を定期開催することにより、相談担当者及び窓口担当者の資質の向上及び連携の強化を図った。	保健福祉研修を継続し、相談業務担当者等の資質の向上及び連携の強化を図る。
		2-2-(2)-③ 行政と身近な相談窓口の連携を強化します。	高齢者よろず相談センターなどと、連絡会や関連会議などを開催して連携し、情報交換・提供に努めた。	一層の連携強化に努める。
		2-2-(2)-④ 迅速な問題解決のためのネットワークを、関係機関や地域住民との連携・協力のもと強化します。	地域で活動する民生委員児童委員との連携体制のほか、児童虐待防止等ネットワーク協議会や地域療育システム事業など、関係機関へ迅速につなぐためのネットワークを充実して問題解決に向けて連携した。	一層の連携強化に努める。
2-2-(3) 専門相談員等の資質の向上	2-2-(3) 専門相談員等の資質の向上	2-2-(3)-① 事例研究会等の機会を増やし、市職員及び専門相談員の資質の向上を図ります。	関係職員対象の定例の保健福祉研修のほか、高齢者よろず相談センター職員を対象とした支援困難事例検証会や自立支援協議会分科会、ひらつか地域介護システム会議などにおいて事例検証などを行い、相談技術の向上や知識の習得などに努めた。	一層の充実を図る。
		2-2-(3)-② 地域の身近な相談機関に対して、保健福祉に関する最新の情報提供を行います。	関係機関に対し、最新の情報を提供するよう努めた。	一層の充実を図る。
		2-2-(3)-③ 関係機関と行政との連携を強化します。	各種会議、ネットワークを通じて関係機関との連携強化に努めた。	一層の充実に向けて取り組む。

目標	施策の方向	具体的な取り組み	進捗状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
2-3 福祉サービスを支えるしくみの充実	2-3-（1） 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の充実	2-3-（1）-① 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の利用を促進するため、関係窓口においてパンフレットなどの設置やホームページによる普及啓発を行います。	パンフレットやホームページによる周知に加え、機会があれば講義形式での普及啓発を行うよう努めた	・成年後見制度の普及啓発と合せ本事業の周知を図る ・ひらつかあんしんセンターとして成年後見制度と日常生活自立支援事業一体のパンフレット作成
		2-3-（1）-② 権利擁護の相談支援体制の整備に努めます。	本事業利用の必要性の有無だけでなく、成年後見制度の利用、消費トラブルへの助言等権利擁護の視点から幅広い相談支援を実施した	平塚市高齢者よるず相談センター、消費生活センター、法テラス、平塚市等権利擁護に関する関係機関との連携を強化する。
		2-3-（1）-③ 経済的な理由により、事業の利用が困難な方のために、利用料を減免します。	平塚市からの助成を受けたり、国県からの生活保護分の助成により利用料減免を行った。	国県市の財政状況によっては、今後減免が難しくなる
		2-3-（1）-④ 事業の利用が難しい場合においても、問題解決に向けて支援します。	成年後見制度等の利用について働きかけるよう努めた。 本人の利用拒否についても関係者との連携により今すぐ利用に結びつかずともいずれつながるよう努めた。	・引き続き利用につながるケースについては利用できる諸制度で前向きに働きかける ・利用契約できなくても問題解決に向けて支援する
	2-3-（2） 成年後見制度の利用支援	2-3-（2）-① 成年後見制度を利用したくても、申し立てるべき4親等内の親族がいないなどの理由により申し立てができない人について、市長が親族に代わり、後見等の申し立てを行うとともに申し立て経費等の助成を行います。	検討すべき案件について、担当課で調査し、市長申し立ての可否をコーディネーター検討会で決定することにより、申し立てを行っている。なお、申し立て費用は市の支出となるが、財産及び収入がある案件について（生活保護受給者以外）は家庭裁判所に求償している。	成年後見制度のニーズは増大が見込まれ、担当課での対応のみでは対応することが困難となることが想定される。平塚市における成年後見制度に対する体制整備及びそれにとりまう予算については検討する必要がある。
		2-3-（2）-② 成年後見制度を利用したくても、後見人等の報酬が負担できない人の制度利用を支援するため、後見人等の報酬の助成をします。	生活保護受給者及び生活困窮者等、後見報酬が支払えない者に対して助成を行っている。在宅で生活している者については2万8千円、入院若しくは入所している者については1万8千円を上限として支給している。	成年後見制度のニーズは増大が見込まれ、担当課での対応のみでは対応することが困難となることが想定される。平塚市における成年後見制度に対する体制整備及びそれにとりまう予算については検討する必要がある。
		2-3-（2）-③ 成年後見制度の利用促進を目的に、関係機関及び他団体と協働し、研修会を開催するなど、制度の普及啓発活動に努めるとともに、成年後見制度の相談体制の充実を図ります。	県や県社協が開催する会議や研修会等に職員が出席して相談体制の充実に努めた。	一層の充実に向けて取り組む。
	2-3-（3） 福祉サービスに関する苦情相談体制の確保	2-2-（3）-① 利用者からの苦情に対して、サービス事業者では解決できないものについて、苦情解決のために設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」の情報を、ホームページやパンフレット等で市民に提供します。	市ホームページへのリンクなどを行うなど、かながわ福祉サービス運営適正化委員会の情報に関する周知に努めた。	一層の周知を図る。
		2-2-（3）-② 介護保険制度に関する苦情について、市介護保険課又は県国民健康保険団体連合会において苦情解決に努めます。	神奈川県国民健康保険団体連合会による苦情相談処理に関する研修会に職員を派遣し、苦情解決のための知識を習得した。	引き続き、関係機関と連携を取り、苦情解決に努める。
	2-3-（4） 福祉サービス第三者評価事業の推進	2-3-（4）-① ホームページやパンフレット等において、福祉サービス第三者評価事業の理解と周知を行います。	ホームページへの掲載や県との共催による事業者対象の研修会などにより周知と理解に努めた。	今後も周知に努める。

目標	施策の方向	具体的な取り組み	進捗状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
2-4 安心・安全なまちづくり	2-4-(1) 要援護者情報の把握と共有	2-4-(1)-① 民生委員児童委員等と連携し、平常時からの見守り活動や相談・支援活動を通じて、要援護者情報の把握を行います。	地域の実情を把握している民生委員からの連絡・報告により要援護者の情報把握に努め、その後の関係課ごとの支援につなげた。	一層の充実に向けて取り組む。
		2-4-(1)-② 地域で行われているサロンにおいて、平常時から要援護者との交流を通じて、情報の把握、支援を行っていきます。	町内福祉村などのサロン活動で援護者本人の方や要援護者情報を把握している方との交流を通じて支援につなげていただいたほか、主任児童委員、地区社会福祉協議会等が行う子育て支援へ保健師を派遣し、地区での交流を行い、情報を把握、または提供をし、地域と連携して支援を実施した。	一層の充実を図る。
		2-4-(1)-③ 災害時要援護者情報の共有については、災害時要援護者の避難支援プランにおいて検討していきます。	平成22年4月から災害時要援護者登録制度を開始し、市に登録された要援護者の情報を自治会や民生委員児童委員と共有している。	引き続き、支援に努めるとともに、課題の改善に取り組んでいく。
2-4-(2) 災害時の支援体制の整備	2-4-(2)-① 民生委員児童委員、自主防災組織、ボランティアや福祉施設等と連携し、要援護者の安否確認や情報伝達、災害時の助けあい活動などに取り組みます。	平成22年4月から災害時要援護者登録制度を開始し、市に登録された要援護者の情報を自治会や民生委員児童委員と共有している。 また、共有した情報を基にし、要援護者個々に対する支援者や避難計画等を定める個別計画の作成に取り組んでいる。 また、福祉施設と避難者の受け入れ協定を締結し、災害時の要援護者支援体制を強化した。	今後も制度の周知に努め、より実効性のある制度運用を図っていく。	
		2-4-(2)-② 要援護者情報をもとに、災害時の安否確認、避難所までの経路から、要援護者一人一人に複数の支援者を定めるなど、詳細については、災害時要援護者の避難支援プランにおいて検討を行っていきます。	平成22年4月から災害時要援護者登録制度を開始し、市に登録された要援護者の情報を自治会や民生委員児童委員と共有している。 また、共有した情報を基にし、要援護者個々に対する支援者や避難計画等を定める個別計画の作成に取り組んでいる。 災害時要援護者登録制度の推進及び個別計画の策定について一層の促進を図るため、25年度に自治会長、民生委員児童委員を対象として「災害時要援護者講演会」を開催した。	登録された要援護者に対し、支援者が決定しているのは約35%程度。全体として個別計画の作成は遅れている状態である。
2-4-(3) 安心・安全に関する情報提供の充実	2-4-(3)-① 高齢者や障がい者等を狙った悪質商法や子どもを巻き込む事件等の被害防止のためのパンフレットやホームページ等の情報を広く周知し、啓発に努めます。	民生委員による各種情報提供を行うとともにホームページ、注意喚起チラシ、防犯キャンペーンなどで情報提供に努めた。	一層の充実を図る。	